

平成 23 年 4 月以降の

出産費（家族出産費）について

平成 23 年 4 月以降の出産費及び家族出産費（以下「出産費等」といいます。）について、以下の見直しが行われましたのでお知らせいたします。

1 引き続き、支給額は42万円^(注)とされました。

平成 21 年 10 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの経過措置として、出産費等の支給額は 42 万円とされてきましたが、平成 23 年 4 月 1 日以降も引き続き 42 万円とされました。

^(注) 在胎週数が 22 週に達していないなど、産科医療補償制度加算対象出産でない場合は、39 万円。

2 直接支払制度の導入による負担が大きい分娩医療機関等においては、新たに受取代理制度が導入されました。

年間の分娩件数が 100 件以下の診療所、助産所や、正常分娩に係る収入の割合が 50% 以上の診療所、助産所を目安として、厚生労働省に届出を行った分娩医療機関等については、新たに受取代理制度の導入が可能となり、窓口での負担軽減が図られます。



● 受取代理制度とは……

組合員が出産費等の請求を行う際、出産する分娩医療機関等にその受け取りを委任することにより、分娩医療機関等へ共済組合から直接出産費等が支給される制度です。

[参考] 直接支払制度とは……

出産費等の請求と受け取りを、組合員に代わって分娩医療機関等が行う制度で、出産費等は分娩医療機関等へ支払機関を経由して直接支給されます。

※直接支払制度または受取代理制度を導入する分娩医療機関等で出産する場合でも、その制度を利用するか否かの選択が可能です。

70 歳～ 74 歳の方に係る

医療費自己負担割合について

70 歳～ 74 歳の方に係る医療費の自己負担割合は、現役並み所得者を除き平成 20 年 4 月から法令上 2 割負担とされましたが、軽減特例措置の実施により平成 23 年 3 月まで 1 割負担に据え置く措置が講じられてきました。この措置が引き続き平成 24 年 3 月まで 1 年間延長されます。